

【資料3】

秋田とつながる二地域居住促進事業業務委託
企画提案競技 審査基準

1 評価方法

- (1) 企画提案書の内容を基に評価する。
- (2) 各評価項目について5段階評価をし、全評価項目の合計を35点満点とする。
- (3) 下記4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点する。
なお、共同企業体（JV）については、JVを構成する企業ごとの配点を合計し、構成企業の総数で除した点数を加点する。

2 評価項目及び配点

分類	評価項目（審査の視点）	配点
1 事業の実施体制	①業務を遂行する上で、十分な実施体制をとっているか。	各5点
	②業務の実施スケジュールは妥当な内容か。	計10点
2 事業の有効性	③事業の趣旨を十分理解しているか。	各5点
	④企画提案内容は事業目的を達成する上で有効か。	計10点
3 事業の実現性	⑤企画提案内容は、具体的で実現可能な内容となっているか。	5点
4 事業経費の妥当性	⑥経費の積算に当たり、全業務について、過不足なく項目出しや数量計上しているか。	各5点
	⑦見積金額は、予算の範囲内であり、かつ、経済的で妥当な金額となっているか。	計10点
合計		35点

3 評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

審査項目	設定区分		配点			
	大区分	小区分				
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上		1.05点	最大 1.75点	
		2.00%以上		1.4点		
		3.00%以上		1.75点		
	パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.175点		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※1	0.0875点		
			次世代法※1	0.0875点		
	えるぼしチャレンジ企業認定※3			0.35点	最大 1.05点	
	法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし	0.525点		
			プラチナえるぼし			
		次世代法※2	くるみん	0.7点		
			プラチナくるみん	0.525点		
	若者雇用促進法※2	ユースエール	0.175点			
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		0.175点	最大 0.35点	
		女性の活躍推進企業表彰		0.175点		
子ども・子育て支援知事表彰		0.175点				
男女共同参画社会づくり表彰		0.175点				

- ※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

5 選考方法

- (1) 審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価点を付す。
- (2) 上記(1)により評価した評価点を合計し、4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点した上で、合計点数が高い順に順位を付ける。
- (3) 評価点の合計点数が最も高い企画提案を選定する。ただし、全審査委員による合計点数の平均点が21点に満たない場合は選定しない。
なお、評価点の合計点数が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決める。